

妊産婦の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	田上町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	70-2：妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	妊産婦の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月15日条例第26号）別表第1 第3の項 妊産婦の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第1条	田上町妊産婦医療費助成事業実施要綱（平成25年1月18日要綱第2号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（母性）並びに乳児及び幼児の（健康の保持及び増進）を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。	この要綱は、（妊産婦）が負担する医療費の一部を助成することにより、妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって（母性の保護と胎児の健全育成）に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		田上町妊産婦医療費助成事業実施要綱（平成25年1月18日要綱第2号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 項号	田上町妊産婦医療費助成事業実施要綱（平成25年1月18日 要綱第2号）第4条
事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する 事務	妊産婦の医療費助成の受給者証の交付申請に係る事実につ いての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 項4号	田上町妊産婦医療費助成事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人 情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	田上町妊産婦医療費助成事業実施要綱（平成25年1月18日 要綱第2号）第4条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請 に係る事実についての審査に関する事務	妊産婦の医療費助成の受給者証の交付申請に係る事実につ いての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	田上町妊産婦医療費助成事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人 情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	田上町妊産婦医療費助成事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
---------------	-------------------------	-------------------------

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	田上町妊産婦医療費助成事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	田上町妊産婦医療費助成事業実施要綱第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年01月05日
独自利用事務の対象者	妊産婦
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2023年12月14日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

